

北海道電力の家庭用電気料金値上げ認可申請に関するチェックポイント

への回答（案）

資源エネルギー庁
平成 25 年 7 月 26 日

【人件費等について】

[給与等]

- ① 役員報酬（一人当たり）、社員年収（一人当たり）について、それぞれの立場に応じて、地域特性等の事情も踏まえて削減されているか。また、最大限の効率化が求められる状況下で、出向者を除いた従業員数や販売電力量等を勘案しつつ、適正な役員数であることを明確かつ合理的に説明しているか。
- 特に、役員報酬（一人当たり）については、国家公務員の指定職職員の給与の水準を参考に減額しているか。
- また、一人当たりの給与手当水準の算定について、対象とした公益企業業種の選択理由を明確かつ合理的に説明しているか。役員給与（一人当たり）、社員の給料手当（一人当たり）について、それぞれの立場に応じて、地域特性等の事情も踏まえて削減されているか（最大限の効率化が求められる状況下で、役員数を増やした理由について、分かりやすく明確に説明しているか。）。
- ② 役員報酬及び社員給与の水準の算出・比較に関し、補正（地域、年齢、勤続年数等）方法の選択は合理的なものとなっているか。

【役員報酬】

- 一人当たりの年間報酬額（社内）について、前回原価から2,200万円（▲52%）減額となる2,000万円を原価に算入している。また、原価対象の役員数については、平成23年度から社外取締役を1名増員したが、平成25年度から社内取締役を1名減員したことにより、前回原価と同じ17名（社外含む）としている。
- また、役員報酬について、北海道電力は「人事院『平成24年民間企業における役員報酬（給与）調査の概要』における『1,000人以上3,000人未満の企業の平均値』（3,200万円）を下回る水準となっている」とのことである。
- 電気料金審査専門委員会の査定方針案（以下、「査定方針案」という。）においては、「北海道電力は平成20年改定と同数であるが、役員のガバナンス機能は妥当なものと考えられる」とするとともに、一人当たりの報酬額の水準については、「人事院による『民間企業における役員報酬（給与）調査』における調査結果を勘案して、国家公務員のトップである事務次官の給与水準が設定されていることを踏まえると、電力会社の役員報酬についても国家公務員の指定職の給与水準と同レベルとすることが適当である」としている。

（査定方針該当箇所：P15）

【従業員一人あたりの年間給与水準】

- 従業員一人当たりの年間給与水準について、北海道電力は、平成24年賃金構造基本統計調査における従業員1,000人以上企業の正社員給与の平均値に年齢・勤続年数及び学歴で補正した金額と、同調査における公益企業3業種（ガス・水道・鉄道）それぞれの平均年収に年齢・勤続年数

及び学歴で補正した平均値を、単純平均して算出している。また、勤務地域の補正方法については、人事院及び北海道人事委員会資料の「平成24年職種別民間給与実態」（企業規模500人以上、事務技術関係職種）で示されている全国の民間給与と北海道の民間給与との差を用いて補正している。この結果、原価に算入された一人当たりの年間給与水準は643万円となっている。

- また、補正について、北海道電力は「『審査要領』をベースに、先行他社における『査定方針』を勘案しながら、統計値に対して、『年齢』、『勤続年数』、『学歴』の補正を実施。なお、『産業計』の統計値に対しても補正を行っているが、これは、『電力の安定供給のためには、教育に時間のかかる技術系社員（当社社員の7割）を継続的に雇用し、長年培われてきた技術力やノウハウを絶え間なく継承していくことが重要』とする当社雇用施策に基づく人員構成を年収メルクマールに反映することが適切と考えている」とのことである。

①給与水準の査定の基本的な考え方

- ・一般電気事業者が競争市場にある企業と異なり地域独占の下で競争リスクがないことを勘案し、一般的な企業の平均値を基本とする。
- ・他方、電気事業は、事業規模が極めて大きいことから、小規模・零細企業の平均値を基本とすることは、現実にはそぐわない面があることや、公益事業としての側面を考慮し、同種同等の観点から規模や事業内容の類似性を持つ企業との比較も加味するとともに、地域間の賃金水準の差を考慮する。
- ・なお、実際に従業員に支給される給与の水準は労使間の交渉により決定されるものである。
- ・また、どのような賃金体系を採用するかについても、従業員のモチベーションの維持・向上を図る責務を持つ事業者の自主性に委ねられるべきものである。

②一般的な企業の平均値

- ・様々な企業を対象とした賃金構造基本統計調査における従業員1,000人以上企業の常用労働者（正社員）の賃金の平均値（平成24年調査：594万円）とすることが適当である。

③類似の公益企業との比較

- ・公益企業の対象業種は、大規模なネットワークを有するという事業の類似性や、料金規制及び競争実態を勘案し、ガス・水道・鉄道の3業種とすることが適当である。その際、これら企業との同種同等比較を行う観点から、年齢、勤続年数、学歴について申請会社との相違を補正すべきである。
 - ・その上で、これら3業種それぞれの水準との比較を行う観点から、3業種の単純平均（※）を算出し、これと上記の一般的な企業の平均値との単純平均とすることが妥当である。
- ※賃金構造基本統計調査におけるガス・水道・鉄道の人員数は、これらの中で鉄道のウエイトが8割を超えており、加重平均を行うことは各業種との比較を行う観点では適当ではないと考えられる。

④地域補正

- ・申請においては、地域補正係数は、人事院や各都道府県人事委員会が実施した「平成24年職種別民間給与実態調査」における全国の民間給与（411,570円）に対する北海道の民間給与（407,564円）の比率（0.99）を行っている。
- ・購買力の元となる給与水準の決定には、地域の物価水準が大きな影響を与えられられるが、申請方式と消費者物価指数を見比べたところ、大きな乖離が見られず、かつ、申請の水準は消費者物価指数で補正した場合と比較して低い水準となっていることから、申請における補正方式については妥当なものと考えられる。

⑤その他

- ・顧問・相談役の人件費は原価算入されていない。

（査定方針該当箇所：P17、P18）

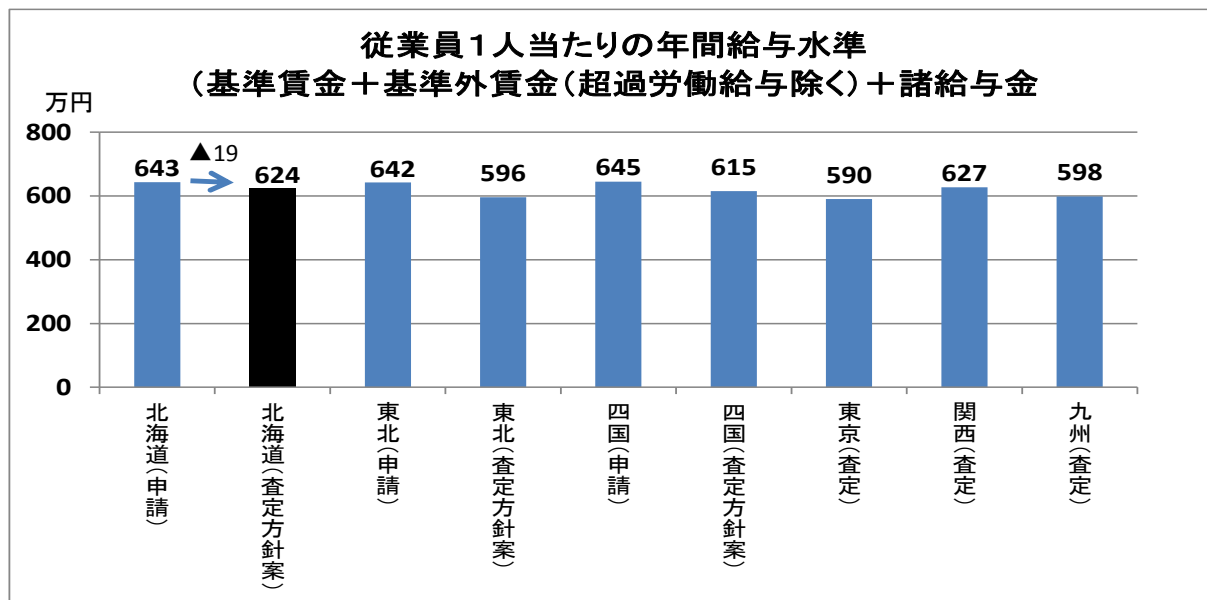
<地域補正の係数>

	北海道	東北	四国
申請ベースの補正係数	99.0	96.0	96.3
消費者物価指数地域差指数	102.5	99.0	97.2

※消費者物価指数の全国平均に対する地方指数は、平成22年以降の集約が行われていないため、平成21年の指数（総務省調査）をベースに、公表されている消費者物価指数の伸び率を反映し、平成24年の地域差指数を算定。

<賃金構造基本統計調査の常用労働者1,000人以上企業の統計値>

		全産業 (正社員)	電気	ガス	水道	鉄道	通信	航空
年間給与 万円	H23	592	677	644	618	592	606	663
	H24	594	657	672	577	586	590	717
労働者数 千人	H23	515,859	11,201	1,768	4,180	13,411	3,605	1,611
	H24	650,086	12,508	1,584	2,997	18,881	6,438	2,143



[厚生費、退職給付金等]

③ 厚生費等は、必要最低限の額が計上されているか。

○ 法定厚生費：健康保険料の事業主負担について、申請内容（55%）を下回る、50%を目指した可能な限りの削減をしているか。

○ 健康保険料の事業主負担割合について、北海道電力は、「健康保険組合の現勢（平成24年3月末現在）」における単一連合組合の平均値55%まで削減した上で、原価に算入している。

○ 査定方針案においては、「健康保険料の事業主負担割合については、健康保険組合の現勢（平成24年3月末現在）によれば、単一・連合の負担割合は55%となっているが、近年における単一・連合及び類似の公益企業の低減傾向を踏まえ、原価算定期間（平成25年度～27年度）内は年々引き下げて、27年度末には53%台の負担割合とすべきである」としている。

（査定方針案該当箇所：P25）

○ 一般厚生費：

- ・厚生施設費・文化体育費の削減が行われているか。行われていない場合には、その理由を明確かつ合理的に説明しているか。
- ・カフェテリアについて、余暇・レジャー等の支出の廃止・縮減が行われているか。行われていない場合には、その理由を明確かつ合理的に説明しているか。
- ・その他各種奨励金・拠出金等（例えば、自社株の取得を目的とするもの等）について、廃止・縮減が行われているか。行われていない場合には、その理由を明確かつ合理的に説明しているか。

○ 一般厚生費について、北海道電力は、厚生施設費の削減、カフェテリアプランの縮小、文化体育費・持株奨励金の原価不算入などにより、従業員一人当たり28.4万円を原価に算入している。

○ カフェテリアプランについて、北海道電力は「カフェテリアプラン制度は、個々人のニーズやライフプランに合ったメニューを自ら選択し、費用補助を受けることから、従業員が高い満足感を得ることが可能な仕組みであり、現在の厳しい経営環境を考慮し、各人の配分ポイントは削減したが、その限られた原資を有効活用するためには、各メニューの維持が必要と考えている」とのことである。

○ その他各種奨励金について、北海道電力は「財形貯蓄制度（一般財形貯蓄、財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄）について利子補給は行っておらず、持株奨励金についても今回原価には不算入としている」とのことである。

○ 査定方針案においては、「常用労働者1,000人以上の企業平均値を基本とする等の基準をできる限り統一的に適用するとの考え方にに基づき、経団連『2011年度福利厚生費調査結果報告』の1,000人以上企業の平均値と比較した。この結果、北海道電力の申請はこの平均値以下の水準にあることを確認した。この範囲においては、どのような福利厚生施策に重点を置くかは従業員のモチベーションの維持、向上を図る責務を持つ事業者の自主性に委ねられるべきものである。一部の厚生施設にかかる運営・維持費用が原価に算入されていたが、電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価への算入を認めないことが妥当である」としている。

（査定方針案該当箇所：P26）

○ 退職給付金の算出については、分かりにくい点があり、年金資産運用状況と会社の費用負担の関係を明確かつ合理的に説明しているか。

○ 北海道電力は「前回原価は、年金資産運用環境が極めて好調であったため、年金資産の収益等に関わる費用が大幅にマイナスとなり、通常負担する費用との合算である退職給与金合計もマイナス計上となった。一方、今回原価は対象期間通算で運用実績と想定利回りとの差が小さかったことから、年金資産の収益等に関わる費用はわずかなマイナスにとどまり、退職給与金合計は、通常負担する費用とほぼ同額となった。この結果、退職給与金は前回原価に比べ72億円増加となった」としている。

○ 査定方針案においては、「常用労働者1,000人以上の企業平均値を基本とする等の基準をできる限り統一的に適用するとの考え方にに基づき、人事院調査のデータ値及び中労委のデータ値における1,000人以上企業等の退職給付水準と比較し、これらのデータ値の平均値に基づく費用を上限として原価算入を認めるべきであるが、北海道電力の退職給付水準は、この上限の範囲内となっている」としており、社員の年金資産の運用については、「申請上その期待運用収益率は0%で設定されているが、過去の期待運用収益率の設定や他社の設定水準を踏まえれば、料金原価における期待運用収益率は2.0%と設定することが妥当である」としている。

(査定方針案：P23、24)

(退職給付水準)

単位：千円

	退職一時金	年金	合計
北海道電力 標準者(※1)	7,777	17,166	24,943
東北電力 標準者(※2)	10,769	16,337	27,106
四国電力 標準者(※3)	9,095	16,385	25,480
関西電力 標準者(※4)	23,418	5,544	28,962
九州電力 標準者(※5)	11,630	14,280	25,910
人事院調査(※6)	9,344	17,182	26,526
中央労働委員会調査(※7)	10,792	12,641	23,433

関電・九電査定
平均24,980

- ※1 北海道の標準者は高卒、定年扱い(満57才)、副長クラス、勤続39年。年金は確定給付年金一時金換算額と確定拠出年金の拠出額の合計。
 ※2 東北の標準者は高卒、定年、副長クラス、勤続41.5年。年金は確定給付年金一時金換算額と確定拠出年金の拠出額の合計。
 ※3 四国の標準者は高卒、定年、副長クラス、勤続41.5年。退職一時金には確定拠出年金を含む。年金は確定給付年金。
 ※4 関西の標準者は高卒、定年、主任クラス、勤続41年。年金は確定拠出年金(実受給額はこれを下回る可能性有)
 ※5 九州の標準者は高卒、定年、係長クラス、勤続41.5年。年金は確定給付年金一時金換算額、確定拠出年金の拠出合計額。
 ※6 人事院調査は「民間の企業年金及び退職金等の調査結果」(H23) 1000人以上の勤続42年を対象。
 ※7 中央労働委員会調査は「賃金事情等総合調査」(H23)
 資本金5億円以上かつ労働者1,000人以上の企業から中央労働委員会が独自に選定。退職年金制度併用企業の高卒、事務・技術、男子、定年。

<電力会社における退職給付債務等の計算の基礎の推移(連結決算ベース)>

		北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
H20年度	割引率	2.0%	2.0-2.5%	2.0%	2.0%2.5%	2.0%	2.0%	2.1%	2.0%	2.0%	2.0%
	期待運用収益率	3.5%	0.0-2.5%	2.5%	2.0-6.0%	3.0%	3.0%	0.5%	0.0%	3.0%	2.0%
H21年度	割引率	2.0%	1.7-2.5%	2.0%	1.8%2.0%	2.0%	2.0%	2.2%	2.0%	2.0%	2.0%
	期待運用収益率	3.5%	0.0-2.5%	2.5%	0.5-2.5%	2.0%	2.5%	0.5%	2.0%他	0.0%	0.0%
H22年度	割引率	2.0%	1.8-2.5%	2.0%	1.8%2.0%	2.0%	2.0%	2.1%	2.0%	2.0%	2.0%
	期待運用収益率	3.5%	0.0-6.5%	2.5%	0.5-2.5%	2.0%	1.25-2.5%	1.7%	2.0%	2.0%	0.0%
H23年度	割引率	2.0%	1.8-2.5%	2.0%	1.8%2.0%	2.0%	2.0%	1.8%	2.0%	2.0%	2.0%
	期待運用収益率	0.0%	0.0-3.3%	2.5%	0.5-2.5%	2.0%	1.25-2.5%	1.7%	2.0%	2.0%	0.0%
H24年度	割引率	2.0%	1.1-2.2%	2.0%	1.2-1.8%	2.0%	2.0%	1.4%	2.0%	2.0%	2.0%
	期待運用収益率	0.0%	0.0-2.5%	2.5%	0.5-2.5%	2.0%	1.25-2.5%	1.7%	2.0%	2.0%	0.0%

※出典は電力各社の有価証券報告書より

※割引率及び期待運用収益率について、会社によっては「主として」と表記している場合があるが、本表ではその記載を省略している。

※昨年度以降、料金値上げ申請を行った事業者における料金原価上の期待運用収益率について、東京電力は2.5%、九州電力は2.0%、東北電力は2.1%、四国電力は2.0%で設定している。関西電力は確定拠出年金制度を導入しているため、年金資産を保有していない。

<退職給付に関する会計基準の適用指針(抜粋)>

長期期待運用収益率は、年金資産が退職給付の支払に充てられるまでの時期、保有している年金資産のポートフォリオ、過去の運用実績、運用方針及び市場の動向等を考慮して設定する。

○ 出向者への給与、顧問料等について、原価算入に値するものに限定されているか。
その他の雑給についても、原価算入に値するものに限定されているか。

- 出向者への給与について、北海道電力は、北海道パワーエンジニアリングなど262名（17団体）分を原価に算入する一方、電気事業連合会など70名（22団体）分は原価不算入としている。
- 査定方針案においては、出向者給与等の負担について、以下のとおりとしている。
 - ・北海道電力が給与等を負担している出向者については、電気事業本体に関係が深いものに限って原価算入されていることを確認した。
 - ・原価算入を認める出向者数：262名
 - ・関係会社9団体（248名）：ほくでんサービス、北海電気工事、ほくでんエコエナジー、ほくでん情報テクノロジー、北海道パワーエンジニアリング
 - ・電力・エネルギー関係8団体（14名）：電力系統利用協議会、海外電力調査会、日本原子力研究開発機構、原子力発電環境整備機構、北海道電気保安協会等
- 相談役・顧問の給与について、北海道電力は原価に算入していない。
- 雑給について、北海道電力は「常用職員・嘱託・受入出向者・臨時員の給与を原価に算入している」とのことである。
- 査定方針案においては、「業務の形態に応じ賃金水準が定まるため、全産業との比較は適当ではなく、他の一般電気事業者との比較が適当である。このため、一般電気事業者の販売量（kWh）あたりの平均単価と比較した結果、同程度以下の水準であることを確認した」としている。

（査定方針案該当箇所：P21、P27）

〔調達等について〕

- ④ 競争入札比率については、高い水準を目指して引き上げるべきであり、申請内容（30％）は、東京電力の事例を踏まえた水準となっているか。また、各年の競争入札比率の導入目標を設定しているか。競争入札以外の方法による調達のうち、関連会社とそれ以外の会社とが占める割合及びその理由を公表しているか。

- 第28回電気料金審査専門委員会及び第9回家庭用電気料金の値上げ認可申請に関する調査会において、北海道電力は、「平成23年度の競争発注／特命発注の比率は14％：86％であり、特命発注のうち、関係会社の占める割合は45％、関係会社以外の取引先は55％である」とした上で、「さらなる競争発注の拡大に取り組み、今後3年間の目標を平均で30％程度へ拡大する」としている。
- 「関西電力株式会社及び九州電力株式会社の供給約款変更認可申請に係る査定方針案」（平成25年3月6日総合資源エネルギー調査会総合部会電気料金審査専門委員会取りまとめ）（以下、「関西電力及び九州電力の電気料金値上げ認可申請に係る査定方針案」という。）において、今後の課題として「経営効率化に関し、今回の申請にとどまらずより長期的かつ持続的、効果的に経営効率化の取組を進めていくため、例えば発注の仕様を社内の人材が作成するために必要なエンジニアリング能力を向上させるなど、様々な取組を行い、その取り組みを随時公開するべき。また、経営効率化計画に係る評価について、電気料金の透明性を確保し、以って需要家の理解を得るために、外部の第三者の視点を取り入れた検討・検証を行う仕組みを導入するなど、電気事業者の経営効率化インセンティブを更に促進する仕組みを検討すべきである」としており、今後、東京電力の事例を踏まえ、北海道電力に関しても競争入札比率の更なる拡大を促すことを含め、経済産業省において具体的な対応策を検討してまいりたい。

- ⑤ 随意契約を含む調達費用の削減率について、これまで認可申請を行った電力会社の取組を踏まえた上で、10％程度を目標としているか。また、その削減対象となる分野を、可能な限り拡大しているか。

- 北海道電力は、過去3ヶ年（平成21～23年度）に特命から競争発注に変更した購入物品（432件）のデータを調査した結果、7.06％の単価低減が得られたことから、震災以降の効率化を反映した原計画からのコスト削減深掘目標を7％と設定しており、今回原価においては、既契約分等を除き、競争発注・特命発注を問わず7％のコスト削減を一律に反映している。
- 査定方針案においては、「北海道電力は、東北電力及び四国電力と同様に、資材調達や工事・委託事業等に関し、今後契約を締結するもの、契約交渉を行うものについて、入札の実施の有無にかかわらず約7％の調達価格削減を織り込んで申請している。関西電力、九州電力からの申請においては、自らの調査に基づき7％の調達価格削減を織り込んで申請していたが、調達発注価格を決める際の主要な構成要素の一つである委託人件費について東京電力のものと比較し、コスト削減前の東京電力と概ね同様の水準であることを確認した上で、東京電力が「東京電力に関する経営・財務調査委員会」等の第三者による確認を受け10％の調達価格削減を織り込んだ例を勘案し、各費用項目の性格に応じ、コスト削減を求めることが困難である費用（※）を除き、コスト削減額が原則10％に満たない場合には、未達分を減額査定したところである。その際、両社が震災後に行った経営効率化の取組のうち、原価織り込み前に削減したものについては、未達分から除外して算定したところである。東北電力及び四国電力からの申請についても、基本的には関西電力、九州電力からの申請と同様の考え方を適用し査定を行うべきとした上で、四国電力については、23年度の競争発注比率が4％程度と他社と比較して低い水準にあることや、従来型の電子式計器の調達価格が震災後においても東京電力と比較して大幅に高かったことが明らかになっており、また、地域補正後の委託人件費についても東京電力のものと比較して0.5％程度割高であると考えられることから、10.5％の調達価格削減に満たない場合に、未達分を減額査定すべき

であるとした。東北電力については、委託人件費の水準が東京電力、関西電力、九州電力と同等であり、被災3県（岩手、宮城、福島）を中心に資材費や人件費が震災後上昇する傾向にあるものの、東京電力、関西電力、九州電力と同様、震災前の価格水準から10%の調達価格削減を求めることとした。北海道電力からの申請についても、基本的には関西電力、九州電力からの申請と同様の考え方を適用し査定を行うべきである。調達発注価格を決める際の主要な構成要素の一つである委託人件費について東京電力のものと比較し、コスト削減前の東京電力と概ね同様の水準であることが確認できたため、東京電力、関西電力、九州電力と同様、震災前の価格水準から10%の調達価格削減を求めることが適当である」としている。

※コスト削減が困難な費用の例・・・ 市場価格がある商品・サービスの単価、既存資産の減価償却費、公租公課 等

(査定方針案該当箇所：P7)

⑥ 競争入札比率の拡大及び随意契約費用の削減等、調達の見直しについて、第三者の視点をもって、その進捗を継続的に検証できるような仕組みを検討しているか。

- 北海道電力は「平成24年度から『調達検討委員会』を設置し、主管部門・調達部門および経営層が一体となって、コスト低減・競争拡大の観点から、案件の特性に応じた発注方式を検討している。なお、現時点で『調達検討委員会』に社外の第三者は関与していないが、今後、必要性も含め検討していきたい」とのことである。
- 関西電力及び九州電力の電気料金値上げ認可申請に係る査定方針案において、今後の課題として「経営効率化に関し、今回の申請にとどまらずより長期的かつ持続的、効果的に経営効率化の取組を進めていくため、例えば発注の仕様を社内の人材が作成するために必要なエンジニアリング能力を向上させるなど、様々な取組を行い、その取り組みを随時公開すべき。また、経営効率化計画に係る評価について、電気料金の透明性を確保し、以って需要家の理解を得るために、外部の第三者の視点を取り入れた検討・検証を行う仕組みを導入するなど、電気事業者の経営効率化インセンティブを更に促進する仕組みを検討すべきである」としており、今後、東京電力の事例を踏まえ、北海道電力に関しても競争入札比率の更なる拡大を促すことを含め、経済産業省において具体的な対応策を検討してまいりたい。

⑦ 広告宣伝費等普及開発関係費、廃棄物処理費、情報処理システム等の委託費、養成費、研究費、諸費は、厳に必要なもののみを原価に算入しているか。また交際費の大幅な削減、兼職職員への人件費等の支払の廃止・縮減が行われているか。さらに、警護等で必要な場合を除く幹部送迎用社用車の廃止・縮減を行っているか。これらの対応が行われていない場合には、その理由を明確かつ合理的に説明しているか。

- 北海道電力は「普及開発関係費については、イメージ広告・販売促進関連の広告宣伝費、オール電化関連費用については全額原価不算入、その他についても必要な費用を精査し、前回原価（50億円）と比べ36億円減の14億円を原価に算入している。廃棄物処理費については、発電に伴い火力発電所で発生する灰や排水の処理、原子力発電所で発生する放射性廃棄物等の処理にかかる費用73億円を原価に算入している。委託費については原子力発電所の安全対策費用（25億円）など合計403億円を原価に算入している。うち情報システム関連委託費は、経年化したHOST計算機の計画的なシステム更新などが必要なことから87億円を原価に算入している。養成費については、電気設備の管理保守に必要な知識・技術の習得のための費用など8億円を原価に算入している。研究費については、件名ごとに研究内容を精査し、電力の安定供給、安全性の向上、設備の効率的運用、再生可能エネルギーの普及拡大への対応等の研究テーマに厳選した結果、前回原価（24億円）と比べ4億円減の20億円を原価に算入している。諸費については、寄付金の全額不算入、

諸会費・事業団体費の削減により、前回原価（90億円）と比べ1億円減の89億円を原価に算入している」とのことである。

- また、「交際費については、従来から原価には算入していない。議員兼職社員の給与についても、今回の原価には算入していない。役員用の社有車については、全4台を共用で使用している」とのことである。
- 査定方針案においては、「値上げ認可時に原価として認めることが適当ではない費用として、広告宣伝費（普及開発関係費、ただし公益的な目的から行う情報提供を除く）、寄付金、団体費（合理的理由があり、支出内容を公表する場合を除く）は原価算入を認めない。また、従来より規制料金として回収することが社会通念上不適切とされてきたもの（交際費、政治献金、書画骨董等）についても、原価算入を認めない。これは、北海道電力から申請された料金原価に含まれる費用のうち、国が原価の内訳を把握すべきもの（届出料金に基づく卸供給に係る購入電力料等）についても適用する」としている。
- このうち、普及開発関係費については、「審査要領において、原価への算入を認めないこととされている販売促進を目的とした広告宣伝費、オール電化関連費用、PR館の販売促進関連費用については、原価算入されていないことを確認した。他方で、節電や省エネ推進を目的としたものであっても、PR・コンサルティング活動は販売促進的側面が強いと考えられることから、原価から除くべきである」などとしている。
- 廃棄物処理費については、「低レベル放射性廃棄物処理費（埋設費）の算定誤りを修正することにより料金原価から減額すべきである」としている。
- 委託費については、「情報システム関連費用のうち、お客様系システム（需要家との契約や料金計算、請求などの重要業務を処理するシステム）に係るホスト計算機からオープン系への更新費用については、電気料金の値上げを行う状況であること、及び、電気料金システム改革の詳細制度設計が今後行われる中で情報システムの再構築に着手することは時期尚早と考えられることから、緊急性のあるもの以外については、原価から減額すべきである。販売促進にかかる費用や普及開発関係費に類似する費用については、電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度を考慮し、料金原価から減額すべきである」としている。
- 養成費について、「研修先の設定する単価が、単価表において予め決まっていることを確認した」としている。
- 研究費について、「電中研などの分担金及び自社研究のうち、①電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度が低い研究、②海外の会議や団体に参加し、情報収集を行う研究であって実質的に団体費に類似するもの、③重複している研究に該当するものについては原価から除くべきである。※なお、研究成果については、広く社会に普及するよう、既に公表されている内容をより充実させるべきである。電中研の分担金については、本来、電力会社本体で行うことも考えられる業務を集中的に行うため各社が費用を分担するものであり、分担金に含まれる人件費については、北海道電力のコスト削減努力並に原価から減額し、その他の一般管理費等のコスト削減可能な経費についても、北海道電力のコスト削減努力に照らし、10%減額すべきである」としている。
- 諸費について、寄付金は「審査要領のとおり、原価へ算入されていないことを確認した」とし、団体費は「諸会費（北海道地区広域共同防災協議会）及び事業団体費（海外電力調査会、海外再処理委員会、原子力安全推進協会、電力系統利用協議会、世界原子力発電事業者協会東京センター、原子力環境整備促進・資金センター、日本卸電力取引所）については、事業目的など合理的な理由があると考えられることから、原価への算入を認めるが、中央電力協議会については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮すれば、原価から除くべきである」とした。顧問・相談役にかかる費用（旅費）については、人件費における顧問等の給与は原価算入を認めるべきではないとの考え方を踏まえ、原価から除くべきである」としている。

（査定方針案該当箇所：P6、P83～P87）

⑧ 寄付金、団体費、交際費等は、廃止・縮減されているか。

- 寄付金・交際費について、北海道電力は全額原価不算入としている。また、団体費については、北海道地区広域共同防災協議会、海外電力調査会、海外再処理委員会、原子力安全推進協会、原子力環境整備促進・資金管理センター、世界原子力発電事業者協会東京センター、電力系統利用協議会、中央電力協議会、日本卸電力取引所の9団体を原価算入している。
- 査定方針案においては、「値上げ認可時に原価として認めることが適当ではない費用として、広告宣伝費（普及開発関係費、ただし公益的な目的から行う情報提供を除く）、寄付金、団体費（合理的理由があり、支出内容を公表する場合を除く）は原価算入を認めない。また、従来より規制料金として回収することが社会通念上不適切とされてきたもの（交際費、政治献金、書画骨董等）についても、原価算入を認めない。これは、北海道電力から申請された料金原価に含まれる費用のうち、国が原価の内訳を把握すべきもの（届出料金に基づく卸供給に係る購入電力料等）についても適用する」としている。
- このうち、寄付金については、「審査要領のとおり、原価へ算入されていないことを確認した」とし、団体費については、「諸会費（北海道地区広域共同防災協議会）及び事業団体費（海外電力調査会、海外再処理委員会、原子力安全推進協会、電力系統利用協議会、世界原子力発電事業者協会東京センター、原子力環境整備促進・資金管理センター、日本卸電力取引所）については、事業目的など合理的な理由があると考えられることから、原価への算入を認めるが、中央電力協議会については、電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考慮すれば、原価から除くべきである」としている。また、顧問・相談役にかかる費用（旅費）については、「人件費における顧問等の給与は原価算入を認めるべきではないとの考え方を踏まえ、原価から除くべきである」としている。

（査定方針案該当箇所：P6、P87）

⑨ 電力中央研究所への分担金は、その内容が真に必要なものに限られているか。
（各研究テーマとそれぞれの予算額、再委託を行う場合はその比率。）

- 電力中央研究所への分担金について、北海道電力は、前回原価と比較して0.7億円減の10億円を原価に算入しており、このうち再委託比率は「原価織込み額に対して0.09%」とのことである。（詳細は下記表のとおり）
- 査定方針案においては、「電中研などの分担金及び自社研究のうち、①電気料金の値上げを行う状況下における費用の優先度が低い研究、②海外の会議や団体に参加し、情報収集を行う研究であって実質的に団体費に類似するもの、③重複している研究に該当するものについては原価から除くべきである。※なお、研究成果については、広く社会に普及するよう、既に公表されている内容をより充実させるべきである。電中研の分担金については、本来、電力会社本体で行うことも考えられる業務を集中的に行うため各社が費用を分担するものであり、分担金に含まれる人件費については、北海道電力のコスト削減努力並に原価から減額し、その他の一般管理費等のコスト削減可能な経費についても、北海道電力のコスト削減努力に照らし、10%減額すべきである」としている。

（査定方針案該当箇所：P86）

(単位:千円)

研究課題	原 価 織込額	再委託 金 額	再委託 比 率
経年軽水炉の健全性評価	62,440	157	0.25%
自然外部事象に対する原子力施設の安全性評価技術の高度化	50,145	なし	-
電力システム	43,474	33	0.08%
大電流技術	38,823	なし	-
雷・電磁環境	37,015	なし	-
放射性廃棄物処分の長期安全性評価技術の体系化	33,447	なし	-
燃料サイクル	29,370	なし	-
軽水炉のシステム安全評価	28,815	なし	-
高効率発電	26,253	なし	-
低線量放射線リスクの定量評価と放射線防護への反映	25,512	733	2.87%
次世代電力需給システムの高度化	25,279	なし	-
送配電設備の風雪害対策技術の実証	22,782	なし	-
エネルギー変換	19,265	なし	-
微粉炭火力の燃料種拡大のための運用技術開発	18,381	なし	-
高エネルギー	18,331	なし	-
燃料・炉心	18,243	なし	-
高性能二次電池技術の確立	17,604	なし	-
バイオテクノロジー	16,917	なし	-
低品位資源利用技術の高度化	15,962	なし	-
次世代通信ネットワークシステムの構築	15,818	なし	-
構造工学	15,508	なし	-
エネルギー変換・貯蔵材料	15,284	なし	-
火力材料	15,210	なし	-
地圏科学	14,965	なし	-
電力応用	14,895	なし	-
燃料高度利用	14,229	なし	-
原子炉システム安全	14,061	なし	-
経年鉄塔の健全性評価技術の開発	13,849	なし	-
地下エネルギー利用技術	13,717	なし	-
IGCCの高度化と低炭素化技術の確立	13,422	なし	-
需要家システム	13,049	なし	-
高クロム鋼製高温機器の設備診断技術の開発	12,980	なし	-
ヒューマンファクター研究	12,534	なし	-
次世代ヒートポンプの開発と評価	12,434	なし	-
高電圧・絶縁	12,164	なし	-
使用済燃料の長期貯蔵管理技術の開発	12,102	なし	-
経年電力流通設備の維持管理技術の構築	11,870	なし	-
生物環境	10,667	なし	-
原子力材料	10,445	なし	-
リスクマネジメント技術の構築	10,426	なし	-
電力設備に及ぼす気象・気候影響予測手法の開発	10,360	なし	-
流体科学	9,540	なし	-
需給一体化運用・制御技術の構築	9,461	なし	-
情報数理	9,328	なし	-
大気・海洋環境	9,282	なし	-
地震工学	9,138	なし	-
ダム流域土砂管理のための統合システム開発	8,440	なし	-
環境化学	8,173	なし	-
非破壊検査	7,889	なし	-
生物多様性に配慮した電力施設の建設・運用支援技術の開発	7,873	なし	-
放射性物質の拡散実態解明と除染効果の評価	7,525	なし	-
熱流体・反応数値解析	7,314	なし	-
経済・社会システム	6,951	なし	-
IGCC(石炭ガス化複合発電)の商用機導入支援技術の開発	6,745	なし	-
既設ヒートポンプの省エネ化	5,375	なし	-
日本型デマンドレスポンスの成立性評価	5,297	なし	-
原子力施設における火災現象評価技術の確立	5,292	なし	-
電源の多様化に対応した環境影響評価	4,685	なし	-
通信システム	4,519	なし	-
火力発電の大気環境総合評価技術の開発	4,379	なし	-
水域環境	4,353	なし	-
放射性物質の環境拡散評価手法の確立と安全性の評価・長期モニタリングへの反映	3,682	なし	-
先進機能材料	3,638	なし	-
エネルギー技術政策	3,558	なし	-
太陽光発電大量導入時の系統セキュリティ評価	3,472	なし	-
ヒートポンプ・蓄熱	3,183	なし	-
材料研究共通基盤技術	2,906	なし	-
持続可能な事業体制と料金制度の提言	2,408	なし	-
電気自動車等を活用した電化推進技術の開発	1,336	なし	-
気候変化と低炭素化技術の統合評価	1,246	なし	-
家庭用燃料電池システムの性能評価	1,049	なし	-
合計	1,006,072	923	0.09%

*端数処理の関係で合計は一致しない

⑩ 子会社・関連会社について電力会社本体並の経営合理化を行い、それを調達費用の更なる削減に反映させているか。また、役員の報酬・賞与・退職慰労金について、その削減が各電力会社本体における措置に準じたものとなっているか。

- 北海道電力は「今回の申請原価においては、関係会社を含む取引先からの資機材調達について、競争発注した場合に期待されるコスト低減効果として7%のコスト削減を織り込んでおり、関係会社のコスト低減額として年平均70億円程度が反映されている。グループ会社には、全ての費用抑制の検討を依頼し、取引価格低減の要請に応じていただく」としている。
- 査定方針案においては、資材調達や工事・委託事業等に関し、今後契約を締結するもの、契約交渉を行うものについて、入札の実施の有無にかかわらず約7%の効率化を求めた上で、子会社・関連会社に対しては、「本社並の経営合理化を求めるため、今後の契約取引に係る費用のうち一般管理費等のコスト削減可能な部分について、出資比率に応じ10%の追加的コスト削減を行うことを前提に原価を減額する」としている。

(査定方針案該当箇所：P7、P8)

⑪ 子会社・関連会社の役員を兼務している者は、その報酬を辞退又は削減しているか。

- 北海道電力は「本社の役員がグループ会社の役員を兼務している場合は、報酬は受け取っていない」とのことである。
- 査定方針案における子会社・関連会社の扱いについては、上記⑩への回答の通りである。

⑫ コスト削減努力を明確かつ定量的に原価の削減に反映しているか。(例えば、スマートメーターの調達改善努力、導入による業務効率化等による人件費・修繕費等の削減等)

- コスト削減努力と原価の削減について、北海道電力は、申請ベースでは、平成25～27年度の3年間平均で356億円のコスト削減を原価に反映しているとのことである。(詳細は下記表の通り)
- 査定方針案における経営効率化については、上記⑤への回答のとおりである。
- スマートメーターの導入に伴う効果について、北海道電力は、スマートメーターの通信機能を活用した無線検針による検針作業効率化等のコスト削減効果(平成27年度0.3億円程度)を織り込んでいるとのことである。また、スマートメーターの調達努力については、他社との仕様共通化を図るとともに、国内外問わず広く門戸を開放の上、競争を実施する方針を、委員会で表明している。(第30回電気料金審査専門委員会資料6-2)
- 査定方針案において、「北海道電力は、自社のスマートメーター導入実証試験における実購入金額に、コストダウン目標を加味した単価をベースに、自動検針のための通信ユニットの他、停電補償用電池等を加えたものとして、12,200円/台を原価に織り込んでいるが、東京電力仕様のメーターの採用を念頭に検討を進めていることを踏まえ、東北電力・四国電力の査定方針と同様、東京電力の査定単価を基準に原価算入を認めることが適当である。なお、北海道電力が必要性を主張している停電用補償電池については、東北電力・四国電力の査定方針と同様、原価算入を認めるべきではない」とし、また、「通信設備費については、通信方式の如何に関わらず必要と考えられる額のみ計上されていることを確認した。システム関連費用については、申請において、関連会社等への随意契約での発注を前提とした積算がなされているもの等については、競争入札を行ったと仮定した場合の費用との差額分については、原価算入を認めない」としている。

(査定方針案該当箇所：P94)

＜平成２５～２７年度におけるコスト削減額（北海道電力申請ベース）＞

(単位：億円)

費用項目	主な取り組み内容	H25	H26	H27	H25～27 年度平均
人件費	○役員報酬の削減 ○給料手当の削減 ○厚生費の削減	125	125	125	125
需給関係費	○調達方法の多様化等による燃料費の削減 ○購入電力料の固定費削減 ○卸電力取引所の活用	34	43	43	40
設備投資 関連費用	○多様な発注方式の採用などによる資機材調達 コストの低減効果の反映 ○工事実施時期や工事内容の見直し等	11 (198)	31 (149)	49 (155)	30 (167)
修繕費	○多様な発注方式の採用などによる資機材調達 コストの低減効果の反映 ○新技術・新工法の開発・導入等	79	103	102	95
諸経費等	○普及開発関係費の削減 ○諸費の削減 ○その他の費用の削減	67	66	64	66
合計		316 [503]	368 [486]	383 [489]	356 [493]

※上記（ ）内は効率化の設備投資への反映額、[] 内は効率化の設備投資への反映額を含めた合計額

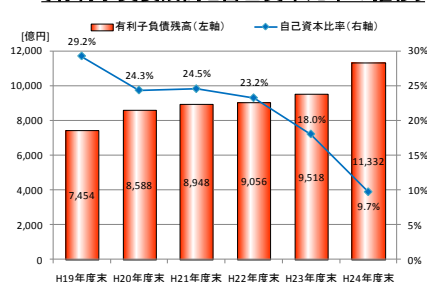
〔事業報酬〕

⑬ 安定供給、財務状況等を踏まえ、事業報酬率は適正なものとなっているか。

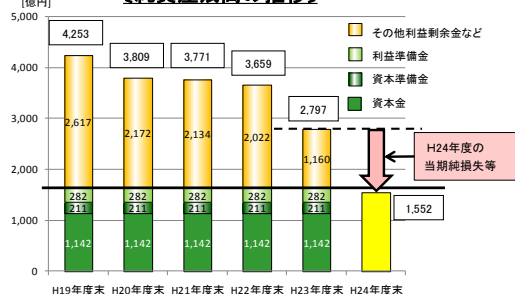
- 電気事業者が設備投資を行うための資金調達に要するコストである事業報酬については、その算定方法が「一般電気事業供給約款料金算定規則」及び「一般電気事業供給約款料金審査要領」に定められている。事業報酬率については、審査要領上、電気事業をめぐる経営リスクが、他の一般的な事業会社の経営リスクと比較してどのような位置にあるかという点（ β 値）を勘案し決定され、また東日本大震災後の状況も勘案する必要がある。これらを踏まえると、 β 値の採録期間については、事業者による恣意性を排除しつつ、電気事業の事業リスクを反映させるために2年程度の一定の長期間を採るべきことから、北海道電力は、「平成23年3月11日から平成25年1月29日（平成25年3月期第3四半期決算発表日）までの期間とし、その結果、事業報酬率は3.0%を適用」している。
- なお、査定方針案においては、「事業報酬率は、審査要領上、電気事業をめぐる経営リスクが、他の一般的な事業会社の経営リスクと比較してどのような位置にあるかという点（ β 値）を勘案し決定され、審査要領にも示されているように、東日本大震災後の状況も勘案し事業報酬率を設定する必要がある。東京電力の料金値上げ審査における査定方針においては、震災以降、電気事業の経営リスクは格段に高まり、震災前後で経営リスクに断絶があると考えられることから、本来は例えば2年程度の一定の長期間を採るべきと考えられるが、平成23年3月11日から申請日前日（平成24年5月10日）までの期間を β 値の採録期間としたところである。関西電力及び九州電力の料金値上げ審査における査定方針においては、 β 値の採録期間を申請の際に用いた震災後から値上げ検討表明日（決算発表日）までとすることや、東京電力による申請の査定方針と同様、震災後から申請日前日までとすることも方策として考えられたが、値上げ検討表明日、申請日のいずれも事業者による恣意性を排除できないこと、電気事業の事業リスクを反映させるためには、2年程度の一定の長期間を採るべきことから、平成23年3月11日から電気料金審査専門委員会での査定方針案のとりまとめ日までとすることが妥当であるとしたところである。東北電力及び四国電力の料金値上げ審査における査定方針案においても同様に妥当としたところであり、北海道電力についても同様とすべきである。なお、他人資本報酬率については、平成24年度値が確定したため、申請時点における平成23年度値に代えて直近の実績を採用することが妥当である。7月24日時点の β 値は、0.94であり、これにより計算される事業報酬率は2.9%となり、申請における事業報酬率2.9%は妥当である」としている。

（査定方針案該当箇所：P56）

〔有利子負債残高と自己資本比率の推移〕



〔純資産残高の推移〕



〔資金調達額の推移（個別）〕

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
社債	600	600	-	800
借入金	1,463	1,835	2,472	3,280
長期借入金	200	300	1,397	1,720
短期借入金	1,263	1,535	1,075	1,560
CP（純増減）	40	150	△190	-
資金調達額計	2,103	2,585	2,282	4,080

有利子負債残高	8,948	9,056	9,518	11,332
（対前年度末）	359	107	462	1,813

※1 CP：コマーシャルペーパー

※2 切捨て表示のため、合計が合わない場合がある

〔社債スプレッドの推移（残存10年程度）〕



（出所：日本証券業協会 売買参考統計値）

[減価償却費、レートベースについて]

⑭ 減価償却については、原価算入の対象となる資産の範囲・種別が明確で合理的なものになっているか。

- 減価償却費は、設備投資により形成された発電所等の設備が運転開始することに伴い、当該資産の価値である簿価の一定割合が会計上費用化されるものであるが、電気事業の運営にとって真に必要な資産に係るものに限って料金原価への算入が認められる。
- 北海道電力は「保養所、スポーツ専用施設に係る減価償却費について、原価不算入としている」とのことである。
- 査定方針案においては、「固定資産関連が、電気事業の運営にとって真に必要なものであるかについて、先行投資、不使用設備、予備品／予備設備、建設中の資産（※）等を中心に行われた特別監査（立入検査）の結果を確認したところ、送電線異電圧、送電線空回線及び空管路、発電所・送電設備等における長期間不使用の土地、建物、機械装置、社宅の空室分、その他（無償貸与設備、スポーツ施設、PR施設等）についてはレートベースから除くべきである。上記の考え方に基づき、査定を行った資産に関わる減価償却費等の営業費用についても、有識者会議報告に従い、料金原価への算入を認めるべきでない」としている。

（※）設備の新設や改良のための設備投資額は、電気事業固定資産として竣工するまでの期間、建設仮勘定として整理されるが、「建設中の資産」とは、建設仮勘定の平均帳簿価格（資産除去債務相当資産を除く）から建設中利子相当額及び工事負担金相当額を控除した額に50%を乗じた額。なお、建設仮勘定のうち建設準備口（建設工事の実施が確定する前に建設準備のために要する金額）については、特別監査において査定することとしている。

（査定方針案該当箇所：P45、P46）

⑮ 原価算定期間内に稼働が見込まれない原子力発電設備をレートベースに含める理由が説明されているか。また、建設中の資産について、レートベース算入・不算入の根拠が説明されているか。

- 北海道電力では、原価算定期間中に泊発電所全基の再稼働を見込んでいる。（1号機：平成25年12月、2号機：平成26年1月、3号機：平成26年6月）
- 査定方針案においては、建設中の資産（※）については、「工事計画の認可などにより実施することが確定する建設工事のために要する金額の2分の1のみがレートベースに算入されていることを確認した」としている。

（※）設備の新設や改良のための設備投資額は、電気事業固定資産として竣工するまでの期間、建設仮勘定として整理されるが、「建設中の資産」とは、建設仮勘定の平均帳簿価格（資産除去債務相当資産を除く）から建設中利子相当額及び工事負担金相当額を控除した額に50%を乗じた額。なお、建設仮勘定のうち建設準備口（建設工事の実施が確定する前に建設準備のために要する金額）については、特別監査において査定することとしている。

（査定方針案該当箇所：P46）

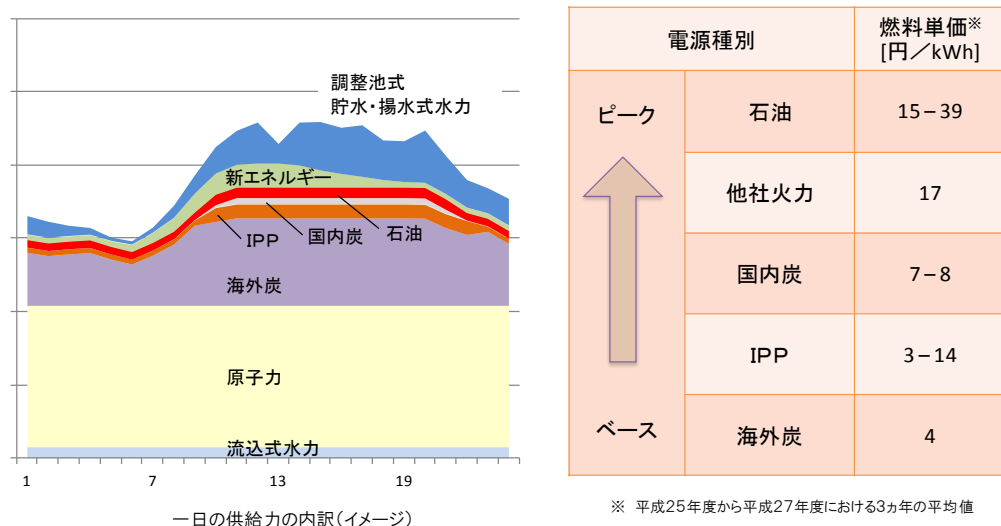
[燃料費、購入電力料等]

⑯ 火力発電所の稼働増に対し、電源構成（原油、石炭等）の発電単価を踏まえた燃料費の抑制策を講じようとしているか。

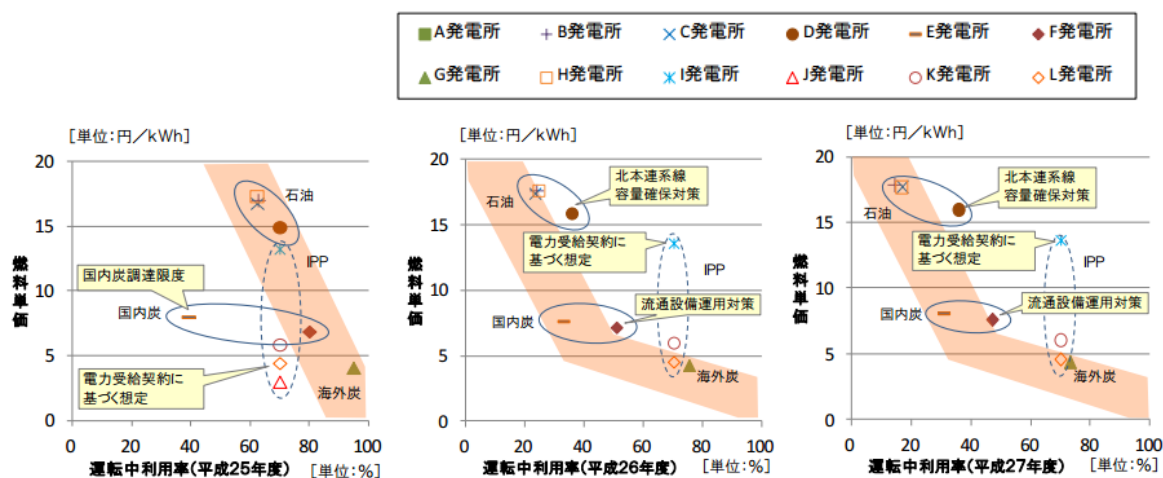
- 北海道電力によると、「安定供給上必要な予備力の確保および系統の安定維持に必要な発電機の並列など需給運用に係る制約を考慮した上で、経済合理性に基づき、継続的に低廉で安定した電力の供給が行えるよう需給計画を策定している」とのことである。
- 査定方針案においては、「北海道電力の燃料計画について、需給運用に係る制約を考慮した上で、燃料単価の低い発電所から順に運転することを基本に計画を策定していることを確認した」としている。

(査定方針案該当箇所：P30)

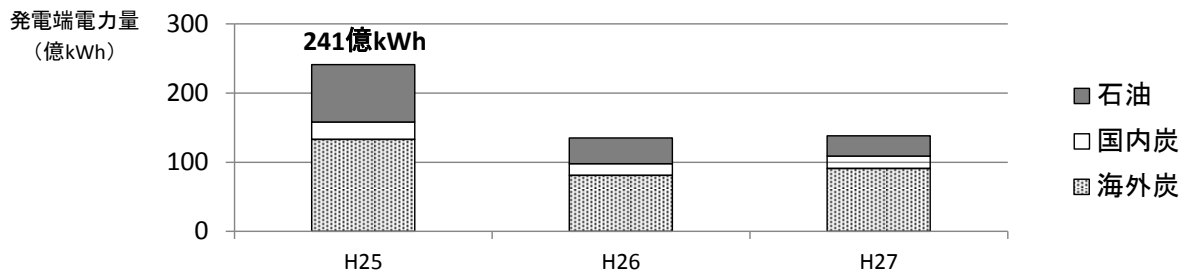
◇需給運用のイメージ（第26回電気料金審査専門委員会資料7-2）



◇火力発電所の稼働率と単価の関係（第26回電気料金審査専門委員会資料7-2）



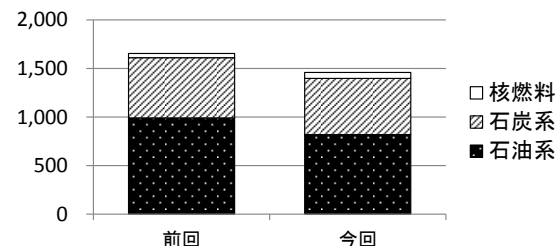
◇燃料別の自社火力発電電力量（発電端）割合



- ⑰ 今回の原価算定期間において、燃料調達の長期契約の満了件数及び契約更改等によるコスト削減の定量的な見込みはどのようなになっているか。
- ⑱ 燃料費の低廉化について、具体的な取組方針が、必要な情報とともに説明されているか。また、これらの取組による燃料費削減期待額を織り込んで、あらかじめ燃料費を削減できないか。

○ 北海道電力は、泊発電所3号機の運転開始に伴う火力発電電力量の減少により、火力燃料消費量が前回原価と比べ減少している。この結果、火力燃料費は前回原価と比べ213億円減の1,399億円（うち石油系819億円、石炭580億円）、核燃料費は同18億円増の61億円を原価に算入している。

【北海道電力】	前回 [H20]	今回申請 [H25～H27]	今回-前回 (億円)
燃料費	1,656	1,460	▲195
火力燃料費	1,612	1,399	▲213
石油系	991	819	▲172
石炭系	621	580	▲41
核燃料費	44	61	18



○燃料費について、査定方針案においては、以下のとおりとなっている。

(ア) 石炭

①海外炭

- ・海外炭の各年度の購入価格は、直近24年12月～25年2月の自社の各国別購入価格等を基に算定されており、原価においては、C I F 価格について、全日本通関C I F 価格より471円/t割安な価格での織り込みとなっていることを確認した（また、先行他電力の査定基準である「各国別の全日本通関C I F 価格を、原価算定期間における自社の国別調達予定数量で加重平均した価格」よりも下回っている）。
- ・海外炭の調達にあたっては、長期契約を基本に、短期・スポット契約や市況連動価格などの価格決定方式の多様化により、安定性と経済性の追求を図っていることを確認した。
- ・今回の申請原価には、亜瀝青炭の導入による効率化努力は織り込まれていないが、電気料金審査専門小委員会において、北海道電力から、「泊発電所再稼働後に予定されている確認試験の結果が良好であれば、最早で27年度上期から亜瀝青炭の導入が可能」との説明がなされたことも踏まえ、当該取組による燃料費削減期待額を織り込んで、原価を減額すべきである。

②国内炭

- ・国内炭については、原価算定期間中に現行長期契約の価格改定を迎えるところ、現行価格据置きで申請原価に織り込まれているが、鉱区の深部化・奥地化により、採掘費用や輸送費用などが上昇基調となっていることを踏まえれば、妥当である。

(イ) 石油

- ・北海道電力は、石油火力発電所については全て重油を使用しており、北海道に製油所を有する元売との長期契約をベースに、安定確保を図っていることを確認した。
- ・また、脱硫装置を設置しているユニットにおいて、経済性に優れる高硫黄C重油を最大限活用することなどにより、コスト抑制を図っていることを確認した。
- ・今回の申請原価においては、国産重油については、直近24年12月～25年2月の購入価格において参照する、24年度第3四半期及び第4四半期における元売と大口需要家の間のいわゆるチャンピオン交渉における決定価格等を基に算定されており、輸入重油については、24年12月～25年2月の購入価格を算定する際に参照する指標価格等を適用し算定されていることを確認し、妥当であると判断した。

(3) 原料以外の諸経費について

- ・火力燃料の調達に係る諸経費のうち、子会社・関係会社取引において、北海道電力が今後契約を締結するものについては、「基本的な考え方」に示された考え方に基づき、原価を減額すべきである。

(査定方針案該当箇所：P31、P32)

⑭ 他の電力会社及び電気事業者に支払う購入電力料、販売電力料及び再処理積立金について、その内容は明らかにされているか。特に、

- ・購入電力料の契約相手方の広告宣伝費、寄付金、団体費等は合理的理由があるものに限定されているか、そのほか、契約相手方にコスト削減努力を求め、定量的なコスト削減を織り込んでいるか。
- ・北本連系設備増強によるメリットについて、明確かつ合理的に説明されているか、購入・販売電力料にどのように反映されているか。また、卸電力市場の活用をどのように見込んでいるのか。

○ 購入電力料について、北海道電力は、固定価格買取制度開始や自家発からの購入などにより、前回原価と比べ27億円増の510億円を原価に算入している。また、再処理積立金については、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」に基づき、原子力発電所から発生する使用済燃料の再処理等の費用に充てるため積み立てが義務づけられている費用であるが、北海道電力は、泊発電所3号機の運転開始に伴い、前回原価と比べ16億円増の61億円を原価に算入している。

○ そのほか、契約相手方の広告宣伝費等について、北海道電力は「卸供給の広告宣伝費、寄付金、団体費については、事業の円滑・効率的な運営の観点から算入した諸会費（1件）を除き、今回原価に算入していない。再処理積立金に含まれるものについては、寄付金を全額カットするとともに、諸会費・広告宣伝費は内容を精査した上で必要と判断した件名のみ原価に算入している」とのことである。

○ 北本連系設備増強について、北海道電力は「北本連系設備は、北海道の系統信頼度向上、周波数の安定維持などを目的に設置されている重要な設備である。北海道と本州を結ぶ唯一の連系線であり、大規模電源脱落時の周波数変動リスクに十分対応できるよう、30万kWの増強を計画し、平成31年3月の運開を目指している」とのことである。

○ また、卸電力市場の活用について、北海道電力は「安定供給を前提に取引所取引を活用して収支改善に寄与していく方針であり、売り入札については、需給ひっ迫が解消し、予備力確保や電源・燃料面に問題がない状況を前提に年間20億kWh以上の入札を目指し、買い入札についても引き続き行っていく。今回原価への織り込みについては、売り約定量は泊発電所3号機の運転開始により入札・約定量が増加した平成22年度、買い約定量は泊発電所が全台停止し約定量が増加した平成24年度の実績などに基づいて想定した」とのことである。

購入電力料の算定概要（第28回電気料金審査専門委員会資料5-2）

（単位：億kWh、億円、円/kWh）

		今回：A (H25～27平均)			前回：B (H20)			差：C (A-B)			備考 (主な差異理由および差異金額)
		電力量	金額	単価	電力量	金額	単価	電力量	金額	単価	
地帯間購入電力料 (他の電力会社からの購入)		-	1	-	-	-	-	-	1	-	RPSクレジット購入による増
(電力会社以外からの購入)	卸電気事業者 (電源開発)	9	64	7.09	9	65	7.67	0	▲2	▲0.58	契約更改などによる固定費の減 ▲2
	卸供給事業者	24	298	12.58	27	340	12.67	▲3	▲43	▲0.09	契約更改などによる固定費の減 ▲37 電力量の減などに伴う減 ▲5
	自家発など (自家発・取引所取引など)	3	56	19.07	2	13	8.96	1	43	10.11	契約満了に伴う減 ▲7 需給対策による自家発購入増 +35 取引所取引の増 +14
	新エネルギー	14	91	6.50	10	63	6.52	4	28	▲0.02	買取制度開始による電力量の増
	合計	50	508	10.25	47	482	10.36	3	26	▲0.11	
購入電力料計		50	510	10.28	47	482	10.36	3	27	▲0.08	

※四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。

（単位：百万kWh、百万円、円/kWh）

		前回			今回申請			差異			備 考
		電力量	料金計	単価	電力量	料金計	単価	電力量	料金計	単価	
購入電力料	水 力	1,566	12,427	7.93	1,505	11,315	7.52	▲61	▲1,112	▲0.41	○地帯間購入電力料の主な要因
	火 力	2,120	29,473	13.90	2,052	30,413	14.82	▲68	940	0.92	・RPSクレジット購入に伴う増 1億円
	(再掲)入札案件	1,400	12,849	9.18	1,160	11,167	9.62	▲240	▲1,682	0.44	○他社購入電力料の主な要因
	原子力	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・自家発火力の増(需給対策による受電増) 35億円
	新エネ	971	6,334	6.52	1,399	9,240	6.60	428	2,905	0.08	・固定価格買取制度開始による新エネ購入電力量の増 29億円
	合 計	4,657	48,234	10.36	4,956	50,968	10.28	299	2,733	▲0.08	・取引所取引の増 14億円
販売電力料	水力	-	30	-	-	-	-	-	▲30	-	・入札案件の固定費減 ▲19億円
	火力	30	515	17.18	280	2,310	8.26	250	1,795	▲8.92	・卸供給(入札案件除く)の固定費減 ▲18億円
	原子力	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○地帯間販売電力料の主な要因
	新エネ	-	63	-	-	35	-	-	▲28	-	・他電力会社への送電電力量の減 ▲6億円
	常時バックアップ	34	376	11.10	147	1,772	12.08	113	1,396	0.98	○他社販売電力料の主な要因
	合 計	64	985	15.42	426	4,117	9.65	363	3,132	▲5.77	・卸電力取引所の活用による増 23億円

使用済燃料再処理等費（第28回電気料金審査専門委員会資料5-3）

（単位：百万円）

		今回：A				前回：B	差：C
		H25	H26	H27	H25～27平均	(H20)	A-B
制度措置分(日本原燃分)		2,704	7,743	7,707	6,052	4,413	1,639
	積立金(将来分)	1,036	6,075	6,038	4,383	2,744	1,639
	積立金(過去分) 【注1】	1,669	1,669	1,669	1,669	1,669	-
その他(輸送費)		120	92	502	238	138	100
	発電所構内の輸送	-	-	131	44	177	▲133
	六ヶ所再処理工場への輸送 【注2】	118	90	369	193	▲43	235
	海外再処理工場への輸送 【注3】	2	2	2	2	2	0
	保険料・補償料	-	-	1	0	2	▲1
合 計		2,825	7,836	8,210	6,290	4,551	1,739

※四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。

【注1】積立金法の施行により、それまで電気料金に繰り込まれていなかった再処理施設の廃止措置に関わる費用等についてもその対象となり、このうち平成16年までの発電に相当する部分は、過去分として、15年間で均等に積み立てることとされている。

【注2】核燃料物質輸送という特殊性から、費用の大部分を占める輸送船や輸送容器の減価償却費等の固定的費用の支払いが発生する。輸送料金については、輸送容器の調達等において競争入札を導入する方法により価格低減を図ることを前提として合意することとしている。

【注3】海外再処理工場への輸送役務は完了しているが、相手先との契約に基づき主に輸送容器の処分までの保管・保守費用を負担するもの。

- 査定方針案においては、「購入電力料のうち、コスト積み上げベースで料金が算定され、国がその内容を確認することが可能なもの（電気事業法第22条（卸供給の供給条件）に基づく届出を受けているもの）については、卸供給料金算定規則に基づいて算定しているが、今後契約を締結するものについて、税制改正により想定される法人税率等を上回る分については料金原価から減額すべきである」とし、「購入電力料、販売電力料とも、原価算定期間内に契約期限を迎えないものについては、契約内容を確認し、適正に算定されていることを確認した。今後契約を締結するものについては、『基本的な考え方』に示された考え方に基づき料金原価から減額すべきである」としている。
- 使用済燃料再処理費等費については、査定方針案において、「『原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律』及び前提計画に基づいて算定されていることを確認した。また、その他（輸送費）については、既契約等に基づいて算定されていることを確認した」としている。制度措置分（日本原燃分）については、「コスト積み上げベースで料金が算定され、国がその内容を確認することが可能なもの（原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律に基づくもの）であり、日本原燃から北海道電力に対し、料金に含まれている広告宣伝費等が原価に算入されているが、『基本的な考え方』に示された考え方に基づき原価から除くべきである」としている。
- 卸電力市場については、査定方針案において、「北海道電力は、発電における規模の経済を発揮させるために大規模な発電所を建設し、需要が追いついてくるまでは供給予備率も高めの水準で推移してきたところであるが、今回の申請では、固定費を回収するため、卸電力取引所取引を活用した価格低減努力を初めて織り込んでいる。しかしながら、当該予備率を踏まえると、更なる卸電力取引所取引の活用が可能と考えられることから、『平成26年度の各月毎の代表日のメリットオーダーに基づいた需給バランスを作成し、稼働中ユニット毎の限界費用を算定したうえで、過去実績の約定価格（365日×48コマ）とコマ毎にマッチングさせた場合の売り入札に係る約定量、約定額及び利益額』を想定し、当該利益額と料金原価に織り込まれている利益額を比較して足らざる部分については、料金原価から減額すべきである。なお、北海道電力は供給バランス上停止させている電源を保有しているが、これらの電源は起動までに約24時間を要し、変動する市場価格に応じて柔軟に電気を投入することはできないことから、試算の対象には含めない」としている。

（査定方針該当箇所：P36、P37、P75）

（単位：百万kWh、百万円、円/kWh）

		前回			今回申請			差異			備 考
		電力量	料金計	単価	電力量	料金計	単価	電力量	料金計	単価	
購入電力料	水 力	1,566	12,427	7.93	1,505	11,315	7.52	▲61	▲1,112	▲0.41	○地帯間購入電力料の主な要因 ・RPSクレジット購入に伴う増 1億円 ○他社購入電力料の主な要因 ・自家火力の増（需給対策による受電増） 35億円 ・固定価格買取制度開始による新エネ購入電力量の増 29億円 ・取引所取引の増 14億円 ・入札案件の固定費減 ▲19億円 ・卸供給（入札案件除く）の固定費減 ▲18億円 ○地帯間販売電力料の主な要因 ・他電力会社への送電電力量の減 ▲5億円 ○他社販売電力料の主な要因 ・卸電力取引所の活用による増 23億円
	火 力	2,120	29,473	13.90	2,052	30,413	14.82	▲68	940	0.92	
	（再掲）入札案件	1,400	12,849	9.18	1,160	11,167	9.62	▲240	▲1,682	0.44	
	原子力	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	新エネ	971	6,334	6.52	1,399	9,240	6.60	428	2,905	0.08	
	合 計	4,657	48,234	10.36	4,956	50,968	10.28	299	2,733	▲0.08	
販売電力料	水 力	-	30	-	-	-	-	-	▲30	-	
	火 力	30	515	17.18	280	2,310	8.26	250	1,795	▲8.92	
	原子力	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	新エネ	-	63	-	-	35	-	-	▲28	-	
	臨時バックアップ	34	376	11.10	147	1,772	12.08	113	1,396	0.98	
	合 計	64	985	15.42	426	4,117	9.65	363	3,132	▲5.77	

㊹ 原価算定上、原子力発電所が再稼働することを織り込んだ理由と再稼働しない時の電気料金への影響を明確に説明しているか。

- 原子力発電所の再稼働時期について、北海道電力は「電気料金算定のための前提として、泊発電所1号機が平成25年12月、2号機が平成26年1月、3号機が平成26年6月に発電再開するものと想定している」とのことである。

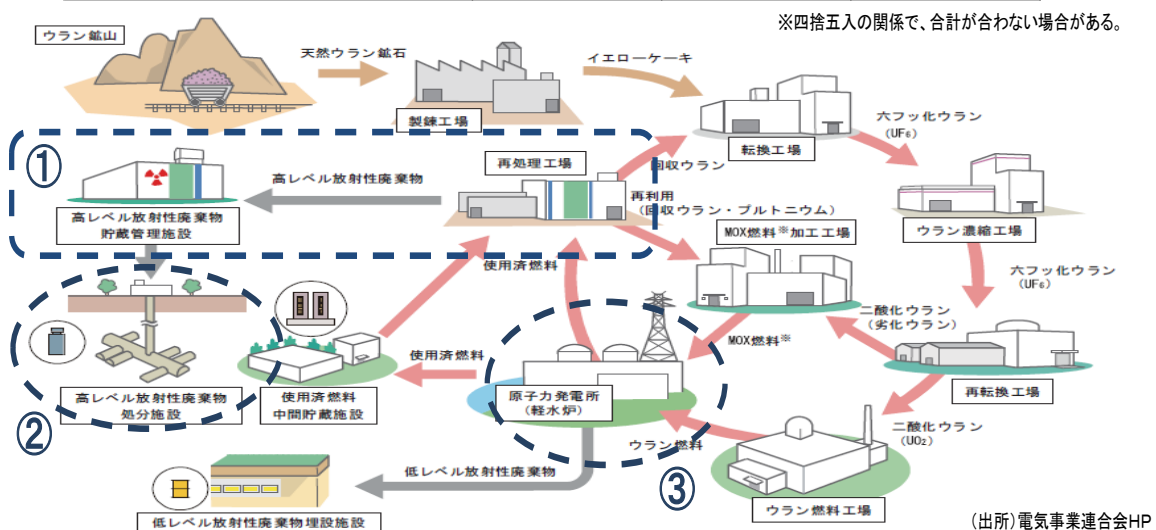
- また、「原子力発電所の再稼働が遅れ、原価算定期間内に稼働しない場合は、火力燃料費の更なる増加により、規制部門・自由化部門の合計で1,300億円程度費用が増加し、3割を超える値上げ率になると想定している」とのことである。

⑪ バックエンド費用について、その内容及び電気料金との関係が分かりやすく明確に情報提供されているか。

- バックエンド費用については、①「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」に基づき、原子力発電所から発生する使用済燃料の再処理等の費用に充てるため積み立てが義務づけられている費用、②「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に基づき、使用済燃料の再処理を行った後に生ずる特定放射性廃棄物の最終処分に必要な費用を拠出することが義務づけられている費用、③「原子力発電施設解体引当金に関する省令」に基づき、原子力発電施設の解体等に必要な費用を引き当てることが義務づけられている費用等からなる。北海道電力は、泊発電所3号機の運転開始に伴い、前回原価と比べ19億円増の103億円を原価に算入している。
- また、原子力バックエンド費用について、北海道電力が電気料金審査専門委員会で説明した詳細資料については、北海道電力及び経済産業省のホームページにて公表している。

原子力バックエンド費用の算定結果（第28回電気料金審査専門委員会資料5-3）

	今回:A (H25-27平均)	前回:B (H20)	差:C A-B
使用済燃料再処理等費 ①	6,290	4,551	1,739
特定放射性廃棄物処分費 ②	1,275	1,750	▲ 475
原子力発電施設解体費 ③	2,744	2,102	642
合計	10,309	8,403	1,906



[規制部門と自由化部門の関係について]

- ② 原価の部門間の配分について、規制部門と自由化部門を比較した妥当性が検証でき、定量的で平易な説明を行っているか。
- ③ 規制部門と自由化部門の損益構造が、バランスのとれたものとなっているか。

○ 査定方針案については、原価の部門間の配分について、「個別原価計算については、算定規則に基づき各費用の配分計算が適切に行われていることを確認した。また事業者が独自に設定した基準についても、計器等の費用を口数比ではなく直接各需要に整理している等、より実態に即した費用配分となっている。総原価の92%が固定費及び直課に配分されていることは妥当であると考えられる。

○ 固定費の各需要種別への配分方法は「2：1：1法※」等が算定規則により規定されているが、その際、低圧需要の最大電力は、サンプル調査（980件のデータを取得）に基づく推計値が用いられており、過大推計されていないことが確認された。

※最大電力に2、夏期・冬期尖頭時責任電力に1、発受電量に1の割合で合成された値により固定費を配分する方法。

○ また、総原価に対する事業報酬の割合については、前回改定時以降の燃料費の増加等に伴う収益構造が改善され、規制部門が6.6%、自由化部門が6.1%となっており、それぞれの部門における固定費の割合を適切に反映したものであることが確認された。

なお、今回改定以降の収益構造の変化については、事後評価において部門別収支が毎年公表され、原価算定期間終了後には原価と実績の部門別評価を実施することとなっているが、経済産業省は、平成24年2月に新たに設定された料金認可申請命令の発動基準に基づき、収益構造のゆがみが著しく、また、構造的なものと認められる場合には、事業者が料金改定を促すとともに、事業者がこれに応じない場合には、料金認可申請命令の発動を検討すべきである」としている。

(査定方針案該当箇所：P98)

〔需要の推計、見込みと実績の乖離について〕

②④ ピーク需要の推計は、合理的な根拠に基づき適切に行われているか。また、ピーク需要比については、景気拡張期、後退期をどのように織り込んでいるか明らかにされているか。

- 査定方針案については、ピーク電力需要の推計について、「低圧需要の最大電力は、サンプル調査（980件のデータを取得）に基づく推計値が用いられており、過大推計されていないことが確認された」としている。
- また、今般の認可申請に当たっては、北海道電力は「用途別に想定した月間の販売電力量を基に、実績傾向を考慮した送配電損失率、日負荷率などから想定している」とのことであり、景気拡張期や後退期の織り込みについては、「経済動向を示す指標である実質GDPおよび鉱工業生産指数（IIP）について、供給区域内の総需要および産業用総需要の水準を確保するために使用している」とのことであり、第26回電気料金審査専門委員会において資料が提示されている。

（査定方針案該当箇所：P98）

②⑤ 過去の原価算定期間内における販売電力量（特に、供給約款に係る部分）及び原価項目について、見込み値及び実績値並びにその乖離を公表しているか。また、今後についても、同様に公表するか。

- 電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議の報告書（平成24年3月）の提言を受け、これまで自由化部門が赤字の場合のみ公表されていた部門別収支を毎年度公表するよう「電気料金情報公開ガイドライン」が改正された。部門別収支の公表に当たっては、ホームページ上で、過去の原価算定期間における販売電力量や原価項目の実績値を公表している。なお、今般の改定における原価算定期間の見込み値については、第31回電気料金審査専門委員会において資料が提示されている。
- また、今後の対応について、北海道電力は「お客さまへのご説明について、継続して丁寧に対応していく」とのことである。

販売電力の見込みと実績（第31回電気料金審査専門委員会資料6－2）

（単位：百万kWh、百万円、％）

		平成20年 改定	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		想定	実績	増減率	実績	増減率	実績	増減率	実績	増減率
供給約款	電力量	11,281	11,001	▲ 2.5	10,970	▲ 2.8	11,037	▲ 2.2	10,755	▲ 4.7
	料金収入	269,948	266,442	▲ 1.3	252,452	▲ 6.5	252,911	▲ 6.3	255,596	▲ 5.3
従量電灯 A・B (再掲)	電力量	7,725	7,553	▲ 2.2	7,592	▲ 1.7	7,654	▲ 0.9	7,474	▲ 3.2
	料金収入	186,006	184,204	▲ 1.0	176,015	▲ 5.4	176,975	▲ 4.9	179,120	▲ 3.7
選択約款	電力量	2,923	2,884	▲ 1.3	3,261	11.6	3,582	22.5	3,962	35.5
	料金収入	36,672	38,313	4.5	38,452	4.9	41,640	13.5	48,832	33.2
時間帯別 電灯 (再掲)	電力量	1,905	1,901	▲ 0.2	2,142	12.4	2,349	23.3	2,554	34.1
	料金収入	24,513	25,340	3.4	25,589	4.4	27,806	13.4	32,079	30.9
規制部門 合計	電力量	14,204	13,885	▲ 2.2	14,231	0.2	14,619	2.9	14,717	3.6
	料金収入	306,620	304,755	▲ 0.6	290,904	▲ 5.1	294,551	▲ 3.9	304,428	▲ 0.7

②⑥ プランの変更について、各消費者が試算できるよう、工夫しているか。各消費者の使用実績を基にした各プランの値上がり幅を周知しているか。

○ 北海道電力は「料金プラン変更の試算については、認可時にはホームページ上でのシミュレーションが可能となるよう準備を進めている。また、ご契約メニュー毎の値上げの影響額については、検針時における配布チラシ等で幅広くお知らせするとともに、ホームページ上でのシミュレーションが可能になっている。また、お電話でお問い合わせいただいたお客さまについても、年間の値上げ影響額等を丁寧にご説明している」とのことである。

②⑦ 省エネ、節電のインセンティブが高まる料金メニュー等が設定されているか。ピークシフトメニューによる節電インセンティブ、料金節約方法は分かりやすく説明されているか。また、オール電化需要者に対して、どのような対応をしているか。さらに、供給約款料金と選択約款料金の設定において、消費者にとっての平等性が確保されているか。

○ 査定方針においては、「3段階料金制度においては、1段階料金はナショナルミニマムの観点から低廉な水準に、2段階料金は平均的な電気使用の観点から平均的な料金に、3段階は省エネの観点から割高な料金に設定されているが、今回の申請では、1・2段階差率を縮小し、2・3段階差率を拡大している。これは、①1段階の値上げ幅を抑制することは生活に必要不可欠な電気の使用への影響を軽減すること、②3段階の値上げ幅を拡大することは需要対策の効果があることから、妥当と考えられる」としている。

○ 北海道電力は「1段階料金はナショナルミニマムの観点から低廉な水準に、2段階料金は平均的な電気使用の観点から平均的な料金を、3段階は省エネの観点から割高な料金を設定する3段階料金を設定している。今回の申請では、生活に必要不可欠な電気の使用への影響を軽減する観点から1段階については値上げ幅を抑制し、需要対策の効果の観点から2・3段階差率を拡大している。また、ピーク対応料金メニューについては、平成11年より「ピーク抑制型時間帯別電灯」を設定しており、現時点で、約6,000件の需要家と契約しているほか、3時間帯別電灯の加入条件として設定している夜間蓄熱型機器等の保有要件については、需要家の選択肢拡大の観点から、廃止することを表明している」とのことである。

○ 電気料金の節約や省エネに関するお客さまへのご説明については、「ホームページにて幅広くお知らせするとともに、お電話でお問い合わせいただいたお客さまについても、丁寧にご説明している。また、オール電化のお客さまに対しては、ホームページのよくあるご質問に掲載しお知らせするとともに、お問い合わせいただいたお客さまには、年間の値上げ影響額の算定結果やチラシなどを活用し、丁寧に対応している」とのことである。

○ また、供給約款料金と選択約款料金については、「料金算定規則に基づき、電気の使用形態や供給原価の差異等をふまえて、規制部門に配分された原価と選択約款も含めた規制部門全体の料金収入が一致するように設定している」としている。

○ 査定方針案においては、「選択約款の設定については、電気事業法上『設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営に資すると見込まれる場合』に設定でき、供給約款及び選択約款による収入と総原価等が一致することが求められている。北海道の選択約款料金の単価については、ベースとなる供給約款、夜間の平均発電費用、過去の需要の実績等を基に設定されており、当該料金単価の設定によって供給約款単価が割高に設定されるといった事実は確認されなかった」としている。

(査定方針案該当箇所：P104、P106)

- ⑳ 泊発電所3号機の運用開始に伴う燃料費・修繕費・減価償却費が営業費用に与える影響を消費者に分かりやすく情報提供を行っているか。対象となる消費者に応じた適切な方法で、新料金体系及び原価項目（公租公課も含む）の増減要因等を、事前に周知・説明することになっているか。
- また、情報提供に当たっては、消費者の居住地に関わりなく、適時かつ公平に広報・周知体制が取られているか。

さらに、値上げ認可申請の理解のため、消費者や消費者団体からの要望に応えるとともに、積極的に説明会等の開催を提案しているか。

- 北海道電力は「泊発電所3号機の運用開始が営業費用に与える影響について、ホームページやリーフレット等に掲載しお知らせしている。申請の理由や料金等の変更内容については、検針時に配布するチラシ等に掲載するとともに、プレス発表の添付資料や電気料金審査専門委員会・家庭用電気料金の値上げ認可申請に関する調査会での説明資料をホームページに、適宜、掲載している。また、消費者団体など各種団体に向けての説明会・勉強会の開催をお声がけし実施したほか、北海道各地で当社主催の地域説明会を開催するなど、丁寧にご説明している」とのことである。
- 経済産業省としましては、北海道電力に対して、引き続き丁寧な周知・説明を求めてまいりたい。

- ㉑ また、消費者への負担に加えて、取引先、株主、金融機関等各ステークホルダーの負担についても定量的なデータを明示する等分かりやすく周知・説明することとしているか。

- 北海道電力は、「原価算定にあたっては、経営効率化として、役員報酬や従業員の給料手当等の削減を織り込んだほか、多様な発注方式の採用などによる取引先からの資機材調達コスト低減も織り込んでいる。株主の皆さまに対しては、平成24年度の配当を見送らせていただいた。また、原子力発電所の長期停止に伴う損失計上により、一株あたり純資産も大幅に減少している。金融機関からは、格付け低下など当社財務リスクが高まる中、引き続き融資をいただいている。なお、各ステークホルダーの負担については、「第1回電気料金審査専門小委員会」において説明を実施しており、同資料は当社ホームページでも公表している」とのことである。

各ステークホルダーの負担（第1回電気料金審査専門小委員会資料7）

(億円/年)		
平成25～27年度		
お客さま	・値上げ申請 規制部門:10.20%、自由化部門:13.46%	644
取引先	・多様な発注方式の採用などによる資機材調達コストの低減 ・工事実施時期や内容の見直し ・燃料費、購入電力料の削減 ほか	(225) 362
地域社会	・寄付金、諸会費等の削減	6
役員	・役員報酬の削減(50%以上)	125
従業員	・年収水準の引下げ、カフェテリアプランの縮小 ほか	
合 計		(356) 493

()内の数値は、費用換算後の値

配当等の状況 < 発行済株式数:約2.06億株(自己株式を除く)>		
株 主	配 当	平成25年3月期:50円/株→無配
	1株あたり純資産	平成22年度末:1,779.97円→平成24年度末:755.41円
		2,100億円程度

		震災前	直近
金融機関	格 付 ※	AA+	A+
	長期借入金残高	22年度末:2,170億円	24年度末:4,667億円

※R&Iの格付

③⑩ (料金改定が認可される場合・料金改定後も) 消費者からの問合せ・苦情に対して、丁寧な説明 (適当な場合には業務への反映) 等消費者対応に万全を期しているか。

- 北海道電力は「お客さまからのご意見やご質問に対しては、電気料金お問合せ専用フリーダイヤルを値上げ申請日に設置する他、専用FAX、インターネット等への受付体制を整えるとともに、必要に応じて、社員が直接ご説明に出向くなど、継続して丁寧な対応に努めている」とのことである。また、「詳細なご説明を希望される一般のお客さまや、消費者団体・経済団体等の各種団体、自治体等に向けては、値上げ申請の理由や料金等の変更内容について、パンフレット等を活用し、詳細にご説明している。加えて、お客さまからのお問い合わせが多いものは当社ホームページに掲載している」とのことである。

[資産売却等]

③⑪ 保有する不動産や子会社等の株式、子会社等が所有する資産の売却について、積極的に行っているか。その進捗の公表を行っているか。

- 北海道電力は、「これまで設備廃止や事業所の統廃合、社宅・寮の廃止などにより不要となった土地・建物を売却してきた。特に平成12年度の電気事業法改正 (兼業規制撤廃) 後、平成14年度には『宅地建物取引業者』の免許登録を行い、継続的に売却を実施しており、平成12～23年度における土地・建物の売却実績は、約130件、約10.5万㎡、約36億円である。電気事業の運営に直接関連しない資産は山林・原野等の物件が多く、売却可能資産は限定的であるが、引き続き、事業所や社宅の廃止などにより不要となった土地・建物について順次、売却を進めていく。また、有価証券についても、当初の投資目的と比較し、投資の必要性が低下し保有意義が薄れたと判断したものについては、市場動向等も勘案の上、適宜売却しており、平成13～21年度における売却実績は26銘柄、204億円あった」とのことである。
- なお、電気料金については電気事業に要する費用を積み上げて総原価を算定するものであり、電気事業資産以外の資産については、原価と直接的な関係はないが、査定方針案においては、「子会社・関連会社に対しても、本社並の経営合理化を求めるため、今後の契約取引に係る費用のうち一般管理費等のコスト削減可能な部分について、出資比率に応じ10%の追加的コスト削減を行うことを前提に原価を減額する」としている。

(査定方針案該当箇所：P8)

③⑫ 電力会社本体が行う附帯事業について、電力事業に負担となるような事業については、必要な見直しがなされているか。

- 北海道電力は、「附帯事業として「住宅電化設備賃貸」、「光ファイバ心線貸し」、「不動産賃貸」の3事業を行っており、既存の設備等を有効活用することで、営業利益を計上している」とのことである。
- なお、電力会社が行う附帯事業に係る費用は、電気事業と適正に区分することが電気事業会計規則で定められており、附帯事業に直接関係するものはもとより、電気事業と共通する費用や設備についてもそれぞれの使用割合により区分し、電気料金原価から控除している。資産については、電気事業に必要かつ有効なものであるかについて、特別鑑査において確認を行うこととなっており、附帯事業に係る資産については電気事業資産の対象外と整理される。

〔電灯需要の伸び予測、最大電力量想定及び節電予測〕

③③ 次のような観点も踏まえて、最大電力量の根拠として、特に節電を行うことによる影響をどのように見込んでいるのかについて、明確かつ合理的に説明されているか。

(1) 需給逼迫への対策として行われた節電要請の継続や他の代替エネルギー自給の流れ、値上げによる負担増回避のための節電等が需要の伸びに与える影響。

○ 北海道電力は「節電影響については、無理なくご継続いただけるものをアンケート等によって確認し、定着すると想定している。他の代替エネルギー自給の流れについては、過去の最大電力実績の中に含まれており、先行きの想定においても、過去の実績傾向並みに、最大電力の低減という形で織り込まれていると考えている。電気料金値上げと電力需要の関係については、重要な課題であると認識しており、今後はその影響把握に努め、将来の需要想定に活かしたいと考えている」とのことである。

(2) 節電予測について、電力会社が行ったアンケート結果の評価。

○ 北海道電力は「節電の継続率に係るヒアリング、アンケートについては、政府でも同様のアンケートが実施されているところ、両者の結果に大きな差は見受けられないことから、当社が行ったヒアリング、アンケート結果は一定の妥当性を有していると考えている」とのことである。

<今後の節電の継続率>

	当 社	政 府
大 口	66%	57%
小 口	71%	69%
家 庭	88%	70%

(3) 定着する節電量の想定。(一定量とするか、一定率とするか。)

○ 北海道電力によると、「昨秋の需給検証委員会において、節電影響は、今後、お客さまのアンケートに基づく継続率で「定着する」という考え方が検証されており、平成23・24年度の節電実績と上記のアンケート結果を踏まえ、平成25年度以降も一定量で継続するものと想定している(節電量18万kW)」とのことである。

③④ 供給予備力はどのような根拠で算出されるのか明らかにされているか。また、仮に、予備力を上回る電気供給を行わなければならない場合、その対応はどのようなものか明らかにされているか。

○ 北海道電力によると、「原子力発電所が全基再稼働する前の平成25年度については、需給検証委員会での議論も踏まえ、緊急設置電源や自家発からの電力購入により、必要な予備力を確保している。平成26年度以降については、平成21年の大型電源運開による供給力の増加、平成23年の東日本大震災以降の定着節電による需要の減少などの影響により20%程度で推移し、今後の堅調な需要の増加とともに減少する見通しである」とのことである。

- また、「仮に予備力を上回る電力供給を行わなければならなくなった場合は、卸電力取引市場からの電力調達、他一般電気事業者からの応援融通受電など可能な限りの供給力確保に努めるとともに、大口のお客さまにおける通告調整契約、瞬時調整契約などによる需要抑制を依頼しながら、安定供給の維持に努めることとしている。」とのことである。
- 査定方針案においては、「北海道電力の供給予備率が需給運用上求められる供給予備率を上回っていることが確認されたが、原子力発電所の再稼働の見通しが申請時点の仮定に基づくものであることから、安定供給の責任を担う電力会社として高めの供給予備率を持っていたとしても、直ちに問題であるとは言えない。むしろ、十分な供給予備力を前提とした場合、他の電力会社等に継続的に販売することは困難であっても、卸電力取引所取引を最大限活用することは可能と考えられることから、販売電力料において、電力システム改革専門委員会で表明した自主的取り組みの内容を踏まえた料金原価の低減努力が織り込まれているかを確認すべきである」としている。

(査定方針案該当箇所：P45)

[適切な審査等]

③⑤ 消費者への情報提供の内容に関し、消費者等からの意見を踏まえた継続的な改善をしているか、ことにしているか。

- 電気料金の認可プロセスについては、平成24年3月にとりまとめた「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議」報告書や、消費者委員会・消費者庁の提言内容を踏まえ、料金審査プロセスを改善するとともに、その後の経験も踏まえて見直しを行っている。
- 現在、電気料金審査専門小委員会の委員には、消費者問題の専門家にご参加いただくとともに、電気料金審査専門小委員会の審議についてはインターネット中継を行っている。また、電気事業法上、開催が求められている公聴会については、約2か月間の募集期間を設けるとともに、消費者団体等を通じ708団体に周知の依頼を行った結果、公聴会における意見陳述人は、25名であった。また、公聴会には、電気料金審査専門小委員会の委員3名にもご参加いただいた。
- なお、電気料金の適正性について国民の皆様のご理解を得るためには、徹底した情報公開を含め、透明性の高いプロセスが重要。引き続き、消費者庁・消費者委員会の意見も聴きながら、継続的な改善に努めてまいりたい。

③⑥ 公聴会終了後の審査プロセスにおいても、一層の情報公開を行うことにしているか。例えば、査定方針案の公表を計画しているか。

- 電気料金審査専門委員会及び電気料金審査専門小委員会においては、全て公開の下で御審議いただいた。7月26日に開催された第4回電気料金審査専門小委員会においては、査定方針案が提示・公表されたところ、最終的な査定方針についても公表することを予定している。

③⑦ (料金改定が認可される場合) 改定された料金の実施時期は、改定に関する消費者の理解の浸透状況を踏まえたものとなっているか。

- 新料金の実施時期についても査定対象であるが、電気料金の値上げについては、消費者庁に協議することが求められているところ、当該プロセスの中で判断することとしたい。

[今後、中長期的に取り組むべき事項]

③⑧ 消費者が電気料金を理解するに当たって、電力事業、核燃料サイクル政策を含めたエネルギー政策の今後の在り方は消費者の重要な関心事項であり、また、再生エネルギーの使用拡大等、エネルギーの多様化について消費者の関心が高いが、こうしたことについて、十分な説明と情報提供をすることにしているか。

- 今後のエネルギー政策については、いかなる事態においても国民生活や経済活動に支障がないようエネルギー需給の安定に万全を期することが大前提。原子力の位置づけや再生可能エネルギーの利用拡大等エネルギーの多様化を含めたエネルギー政策全般については、現在、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会においてエネルギー基本計画の議論がなされており、年内を目処にとりまとめる予定。エネルギー政策の議論に当たっては、情報公開に努めるとともに、国民の皆様の意見を幅広く集められるように工夫していきたい。